

○農林水産省告示第七百二二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の四の項の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号（アメリカ合衆国から発送されるビング種、ランバート種、レーニア種及びパン種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成八年十月二十五日

農林水産大臣 大原 一三

一中「ガーネット種」の下に、「ツラレ種」を、「ビング種」の下に、「ブルックス種」を加える。